

全動薬協会報

No.380

一般
社団法人 全国動物薬品器材協会

2026年7月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

目 次

○農林水産省等のお知らせ（2026年5月19日～2026年7月16日）

・薬事関係

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する
指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正2

・家畜衛生関係

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集について2

静岡県における豚熱の患畜の確認（国内105例目）7

ランピースキン病防疫対策要領の一部改正について7

韓国におけるランピースキン病の発生について8

第20回アジア競技大会のために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる
動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）9

○農林水産省等の報告・統計から

令和7年漁業・養殖業生産統計10

令和7年畜産物流通統計調査結果（豚肉・牛肉・鶏肉・鶏卵）12

○事務局だより

道府県協会会長・会員合同会議開催（令和8年5月21日）15

第57回総会開催（令和8年5月21日）17

令和8年度認定更新研修の日程・科目19

今後のスケジュール 専門委員会・メーカーとの意見交換会は9月17日（木）に19

○協会ホームページから

都道府県協会の会長等変更20

○連載 「変革期の獣医療業界を支える卸売業」第7回（別刷カラー版）

◇

○農林水産省等のお知らせ

☆☆薬事関係

医薬発0617第1号

令和8年6月17日

厚生労働省医薬局長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第103号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高

く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

①N-イソプロピル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類

②1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(3,4-メチレンジオキシフェニル)メチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

③2-[4-(2-フルオロエトキシ)ベンジル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来この物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

令和8年6月27日から施行する。

◇

☆☆薬事関係

8消安第963号

令和8年5月19日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところ です。

本日、家畜伝染病予防法の一部を改正する法

律（令和8年法律第20号）が公布され、豚熱に関する殺義務の対象の見直し（以下「選択的殺処分」という。）に関する規定については同日付で施行されました。これに伴い、同じく本日、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日付農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）及び同病に係る留意事項の一部を改正したところです。

こうしたことを踏まえ、特に選択的殺処分について、家畜の所有者や飼養衛生管理者をはじめとする畜産関係者の理解を広く醸成するため、別紙のとおり標記一問一答集を作成しましたのでお知らせいたします。

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集

(Ver1.0)

令和8年5月19日作成

(別紙)

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集 (Ver1.0)

令和8年5月19日作成

【目次】

1. 総論	7
1-1 選択的殺処分とは何か。	7
1-2 生産者が経営判断で自由に殺処分する豚等を選択できるのか。あるいは、全頭殺処分を選択することができるのか。	7
1-3 なぜ選択的殺処分の導入を検討したのか。	8
1-4 何を根拠に選択的殺処分の導入することとしたのか。	8
1-5 今までの全頭殺処分による対応は誤りだったのか。	9
1-6 ワクチンが非常に有効ということであれば、生産農場にとって負担が大きいの、飼養衛生管理の徹底にはそこまで注力しなくてよいということか。	9
1-7 全頭殺処分をやめるということは、豚熱の清浄化を諦めたということか。	10
1-8 選択的殺処分の導入して本当に大丈夫なのか。他の農場等にウイルスが伝播してしまうのではないのか。	10
1-9 殺処分の対象から除外された豚等の中に、症状を示していない感染した豚等が存在する可能性があるが、全頭遺伝子検出検査（PCR 検査）を実施して摘発しなくてよいのか。	11
1-10 発生農場としては監視プログラム適用中であってもと畜場への出荷が可能になるのは良いことだが、風評等、出荷先で不利益を被らないか心配。	11
1-11 北海道では選択的殺処分の導入できないのか。	12
1-12 選択的殺処分の導入したことに伴い、殺処分を除外された豚等を介して豚熱ウイルスが北海道に侵入することはないのか。	12
2. 患者、疑似患者及び疫学関連家畜について	14
2-1 選択的殺処分の導入に伴い、患者や疑似患者の判定はどう変わるのか。	14
2-2 なぜ農場内の全ての豚等が疑似患者と判定されるのか。	14
2-3 殺処分されない疑似患者は終生疑似患者のままなのか。	14
2-4 発生農場と同一の飼養管理者が別の農場の豚等の飼養管理を行っている場合、別の農場の豚等も疑似患者となるのか。	15
2-5 疫学関連家畜の定義も変わらないのか。	15
3. 殺処分の範囲について	16
3-1 殺処分の範囲は誰がどのように決定するのか。	16
3-2 選択的殺処分導入後、異常豚通報から患者確定までの対応に何か変更点はあるのか。	16
3-3 どのような豚等に対して殺処分命令が出されるのか。	16
3-4 ワクチン未接種の豚等のうち、出生後間もない哺乳豚は繁殖豚から移行抗体を得ているため、ワクチン免疫が成立している豚等と同様に殺処分の対象	

(別紙)

- から除外できないのか。……………17
- 3-5 平成4年以前に豚熱（旧豚コレラ）が発生していたときは発症豚のみを殺処分していたが、なぜ、今回の選択的殺処分ではなぜワクチン未接種の豚まで殺処分しなければならないのか。……………17
- 3-6 ワクチン未接種の豚等や接種後 20 日以内の豚等は必ず殺処分しなければならぬのか。……………18
- 3-7 なぜ発育不良に陥っている豚等が殺処分対象となるのか。豚熱に感染しているとは限らないし、どんな農場でも一定数発生するものではないのか。…19
- 3-8 発育不良に陥っている豚等かどうかのように判断されるのか。……………19
- 3-9 豚熱感染が疑われる症状とはどのような状態をいい、どのように判断すればよいのか。……………20
- 3-10 発症し、PCR 陽性となった豚等について、遺伝子解析により患畜かどうか判定する必要はないのか。……………20
- 3-11 「その他家畜防疫員がまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等」とはどのような豚等か。……………21
- 3-12 例えば、ワクチン未接種豚が飼養されている畜舎と隣接する畜舎について、飼養衛生管理者が隣接畜舎と別で、拡散状況確認検査も全頭陰性であり、まん延リスクとは考えられないが、続発が不安なので、この畜舎で飼養される豚等まで、「その他家畜防疫員がまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等」として、殺処分の範囲を拡大してもよいか。……………22
- 3-13 3-11における、「畜舎の配置等から明らかにリスクがないと認められる豚等」とはどのような豚等か。……………22
- 3-14 「その他家畜防疫員がまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等」はどのように判断されるのか。……………23
- 3-15 「その他家畜防疫員がまん延防止のために殺処分が必要と判断した豚等」の判断に当たり、発生農場の生産者は都道府県に意見してはいけないのか。23
- 3-16 どのような場合に、適切にワクチン接種が実施されていないと判断されるのか。……………24
- 3-17 前問で具体的な判断材料を掲げているが、少しでも違反したら全頭殺処分となるのか。例えば、風邪を引いてしまったなどの理由で、登録飼養衛生管理者がワクチン接種予定日にワクチンを接種することができなかった場合には、適切にワクチン接種をしていないと判断されてしまうのか。……………24
- 3-18 直近の免疫付与状況等確認検査の結果、農場全体の抗体陽性率が 80%に満たない場合やそもそも検査をしていない場合には、適切なワクチン接種が実施されていないと判断されてしまうのか。……………25
- 3-19 適切にワクチン接種を実施していないと判断された場合、必ず全頭殺処分しなければならぬのか。……………25
- 3-20 感染が限局しているかどうかは、どのように確認されるのか。……………26
- 3-21 畜舎の数が少ない場合であっても、半数以上の畜舎で感染が確認されれば感染が限局していないとみなされてしまうのか。……………26
- 3-22 トントンハウスなどは1基を畜舎1つとみなされるのか。また、1棟の畜舎でも、完全に部屋ごとに隔離されている場合や通路で全畜舎が繋がって

(別紙)

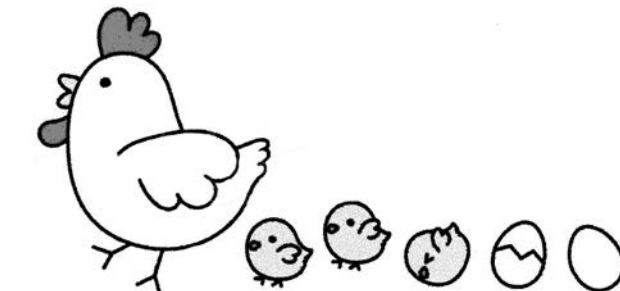
- いる場合、畜舎1つとみなされるのか。……………27
- 3-23 感染が限局していないと判断された場合、いかなる場合でも肥育豚を全て殺処分しないとならないのか。……………27
- 3-24 殺処分対象から除外された繁殖豚から新たに生まれてくる子豚の殺処分範囲はどのように決定されるのか。……………28
- 3-25 防疫措置の完了までに新たに生まれてくる子豚は必ず殺処分されてしまうのか。……………28
- 3-26 防疫措置の完了までに新たに生まれてくると見込まれる子豚について、胎仔の時点であらかじめ人工流産させることは可能か。可能な場合、このような胎仔に対して手当金を交付できるか。……………29
- 3-27 防疫措置の完了までには、毎日のように新たな子豚が殺処分対象として生まれてくるが、生まれてくる都度、都道府県は、殺処分命令をかけないとならないのか。……………29
- 3-28 防疫措置の完了後に新たに生まれた子豚と殺処分を除外された肥育豚との隔離をなぜ行わなければならないのか。また隔離の徹底は、どの程度行えばよいのか。……………29
4. 防疫措置について……………31
- 4-1 拡散状況確認検査とは何か。……………31
- 4-2 拡散状況確認検査はどのタイミングで実施されるのか。……………31
- 4-3 拡散状況確認検査において、農場内の全ての飼養豚等を臨床検査することとされているが、1頭ずつもれなく体温測定を行わなければならないのか。32
- 4-4 拡散状況確認検査において発症している豚等が多い場合には、まずは各畜舎少なくとも5頭以上採材して PCR 検査等を実施するものとされているが、全ての発症豚について検査しなくてもよいのか。……………32
- 4-5 拡散状況確認検査において、症状を示さない感染豚を摘発するため、臨床上異状がない豚等に対しても遺伝子検出検査等を実施するべきではないか…32
- 4-6 殺処分命令を発出する際、都道府県は、期限をどのように設定すればよいのか。……………33
- 4-7 拡散状況確認検査等の結果により追加的に殺処分を行う可能性が生じるが、殺処分命令は都度発出しなければならないのか。……………33
- 4-8 飼養を継続する豚等がいる中で防疫措置を行う上で、どのような点に注意するべきか。……………34
- 4-9 防疫措置に従事する人員の数をどう考えるべきか。迅速に防疫措置を完了させるため、できるだけ多数の人員に従事させるべきなのか。……………34
- 4-10 防疫措置において、発生農場の従業員は新たに生まれてくる子豚のみを殺処分し、他の殺処分対象の豚等は都道府県等が行うことは可能か。また、この場合、発生農場の従業員の殺処分完了を待たず、都道府県等と発生農場の従業員が同時に殺処分を進めてもよいのか。……………35
- 4-11 防疫措置を発生農場の従業員だけで実施することは可能か。……………35
- 4-12 殺処分方法は従前のとおりでよいのか。また、殺処分した疑似患畜の死体はどのように処理したらよいのか。……………36
- 4-13 殺処分から除外した豚等が豚熱を疑う症状はないものの死亡した場合、そ

(別紙)

- の死体をどのように処理したらよいのか。……………36
- 4-14 患畜確認時点で飼養されていた殺処分すべき疑似患畜を全て埋却し、埋却地を埋め戻した後に、新たに生まれた子豚の殺処分後の死体をどのように処理すればよいのか。……………36
- 4-15 汚染物品の範囲をどのように考えたらよいのか。また、これらの物品をどのように処理したらよいのか。……………37
- 4-16 閉鎖系のタンク内の飼料も汚染物品に必ずしなくてはならないのか。…37
- 4-17 患畜由来の排せつ物と殺処分対象外の豚等由来の排せつ物が堆肥舎に混在しているが、全ての排せつ物を焼却又は埋却しなければならぬのか。…37
- 4-18 浄化槽には患畜由来の排せつ物が含まれているが、どのように処理したらよいのか。……………38
- 4-19 堆肥舎には患畜由来の排せつ物が含まれているが、どのように処理したらよいのか。……………38
- 4-20 1つしかない堆肥舎を発酵消毒した場合、使用できる堆肥舎がなくなり営農を継続できない。どうしたらよいのか。……………39
- 4-21 畜舎等の消毒はどのように行えばよいのか。殺処分対象外となった豚等がいる場合、消毒の徹底ができない。……………39
- 4-22 患畜確認後も順次新たに子豚が生まれてくるが、畜舎等の消毒はいつから実施すればよいのか。特に、患畜確認後も子豚が生まれてくる畜舎について、どの段階で3回目の消毒が完了したと捉えればよいのか。……………40
- 4-23 おが粉畜舎はどのように消毒すればよいのか。……………41
- 4-24 畜舎が1つしかない場合、殺処分や消毒はどのように行えばよいのか。41
- 4-25 選択的殺処分において、どのような状況になったら防疫措置の完了となるのか。……………42
- 4-26 全頭殺処分の時は1回目の畜舎等の消毒が完了したら防疫措置の完了とされた。なぜ選択的殺処分においては、1回目ではなく3回目の消毒完了時点で防疫措置の完了となるのか。その違いは何か。……………42
5. 緊急ワクチンについて……………43
- 5-1 緊急ワクチン接種は何のために行うのか。また、その対象はどのような豚等か。……………43
- 5-2 緊急ワクチン接種は家畜防疫員しかできないのか。……………43
- 5-3 個体管理をしていないため、同一畜房において、緊急ワクチン接種の対象豚と非対象豚が混在してしまい、接種すべき豚等を特定できない。どのような対応したらよいのか。……………43
- 5-4 殺処分対象とならなかつた全ての豚等に対して緊急ワクチンをすることは可能か。……………44
- 5-5 緊急ワクチン接種の法的位置づけについて教えてほしい。……………44
- 5-6 緊急ワクチン接種の実施に当たり、手数料を徴収することは可能か。…44
6. 監視プログラムについて……………45
- 6-1 監視プログラムとは何か。……………45
- 6-2 移動制限は、いつから、何を対象に措置すればよいのか。……………45
- 6-3 移動制限の期間はいつまでか。……………46

(別紙)

- 6-4 3か月の移動制限は長すぎる。期間を短縮することはできないのか。…46
- 6-5 制限の対象外として、肥育豚のと畜場への出荷が認められているが、どのような条件で移動させることができるのか。……………47
- 6-6 風評被害等によって肥育豚等の出荷が滞ることはないか。……………47
- 6-7 制限の対象外として、子豚の肥育農場への移動が認められているが、どのような条件で移動させることができるのか。……………48
- 6-8 制限の対象外として、子豚を肥育農場に移動させた場合、当該肥育農場も監視プログラムを適用することとなるが、適用期間はいつからいつまでか。また、解除はどのように行うのか。……………48
- 6-9 精液等を他の農場へ移動させたいが、どのような条件で移動させることができるのか。……………49
- 6-10 死体や堆肥等を農場の外へ移動させたいが、どのような条件で移動させることができるのか。……………49
- 6-11 監視プログラム適用農場に他の農場から豚等を導入してもよいのか。また、飼料や敷料を外部から導入するための条件はあるのか。……………50
- 6-12 監視プログラム適用期間中に畜舎等の改修等の工事を実施してもよいのか。……………50
- 6-13 監視プログラム適用期間中、農場の従業員は日常生活に制限を受けることになるのか。……………51
- 6-14 監視プログラム適用期間中に実施する報告徴求について、報告を求める事項は何か。……………51
- 6-15 監視プログラム適用期間中、必要に応じて当該農場に立ち入り、その履行状況を監視することとされているが、どのような場合に立入検査を実施するべきか。……………52
- 6-16 監視プログラム適用期間中に飼養する豚等に異状が生じた場合の立入検査(緊急病性鑑定)は新規発生時と同様の対応でよいのか。……………52
- 6-17 続発時は原則として新規発生時と同様、ワクチン免疫が成立していない豚等を殺処分することとしているが、これらの豚等はいかなる場合でも殺処分しなければならぬのか。……………53
- 6-18 複数回続発し、いつまでも監視プログラムが解除できそうにないがどうしたらよいのか。……………53
- 6-19 監視プログラムの解除に当たってどのような検査を行うのか。……………54
7. その他……………55
- 7-1 発生時になぜ特別手当金が交付されないのか。特に、ワクチン接種が適切に実施されおらず、全頭殺処分となった場合は、経営に与える影響が大きいので、特別交付金を交付するべきではないのか。……………55
- 7-2 防疫措置の完了までに新たに生まれてくる子豚を殺処分する際の手当金の評価はどのように行えばよいのか。毎日のように生まれてくるが、都度現地で評価人が殺処分されたことを確認の上で評価しなければならぬのか。また、評価額の算定はどのように行えばよいのか。……………56
- 7-3 防疫措置が完了するまで豚を農場の外に移動できないと、畜舎の収容能力が不足して飼養を継続できない豚が生じる可能性があるがどうしたらよいのか。



(別紙)

また、大貴出荷となり適期での出荷と比べて取引価格も少なくなるが、補償はないのか。..... 56

7-4 殺処分対象頭数を少なくするため、ワクチン接種日齢を早めたいと考えているが可能か。..... 57

7-5 指針本文第2-2において、豚等の所有者の取組として、選択的殺処分時の作業動線等の作成を行うよう求められているが、どの豚が患者となるかわからない中、膨大な作業動線パターンを作成するのは困難と考えられる。どうしたらよいのか。..... 57

7-6 都道府県職員等、日ごろ農場に立ち入らない第三者が多数農場に立ち入って防疫措置を実施した後、未発生の PRRS 等の慢性疾病が確認された。その損害は補償されるのか。..... 58

7-7 この Q&A に記載してある内容と異なる対応を講じた場合、何か罰則はあるのか。..... 58

7-8 選択的殺処分の導入により、豚熱の発生農場内の全頭で殺処分する必要性はなくなるが、一方で殺処分されずに残った豚が出荷されることにより、豚肉の安全性への影響はないのか。..... 59

◇ ◇ ◇

令和8年7月4日
農林水産省

**静岡県における豚熱の患畜の確認(国内105
例目)及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱
防疫対策本部」の持ち回り開催について**

本日、静岡県富士宮市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について決定しました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生農場の概要

所在地：静岡県富士宮市
飼養状況：約1,174頭（一貫）

2. 経緯

(1) 令和8年7月3日（金曜日）、静岡県富士宮市の農場において県が立入検査を行った際に豚熱を疑う事例を認めた飼養豚についてPCR検査を実施したところ、陽性が確認されました。

(2) 野外株かどうかの確認を行うため、農研機構動物衛生研究部門^(注)で精密検査を実施したところ、7月4日（土曜日）、豚熱の患畜であることが判明しました。

(注) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3. 今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
- (6) 飼養豚への適時・適切なワクチン接種を徹底します。

◇ ◇ ◇

8消安第1997号
令和8年7月1日

農林水産省消費・安全局長

**ランピースキン病防疫対策要領の一部改正
について**

平素より家畜衛生行政の推進に御尽力いただき、感謝申し上げます。

今般、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律20号）が施行され、ランピースキン病が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第2条第1項に規定される家畜伝染病に位置付けられたことを踏まえ、「ランピースキン病防疫対策要領」（令和6年1月23日付け6消安第6169号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生の予防及びまん延防止措置の円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

◇ ◇ ◇
8消安第2437号
令和8年7月13日

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

韓国におけるランピースキン病の発生について

ランピースキン病については、本年7月1日付けで家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号）が施行され、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第2条第1項に規定される家畜伝染病に位置付けられたところです。

このような中、今般、韓国当局から、全北特別自治道淳昌郡の肉牛農場（韓牛、8頭飼養）において、本病の発生が確認された旨の公表がありました。同国における本病の発生は、2024年12月以来、約1年7か月ぶりとなります。同国では、今回の発生を受けて、発生農場における移動制限、発生農場の所在する地域でのワクチン接種等の措置を講じるとともに、全国の農場における媒介昆虫対策を強化することとしてい

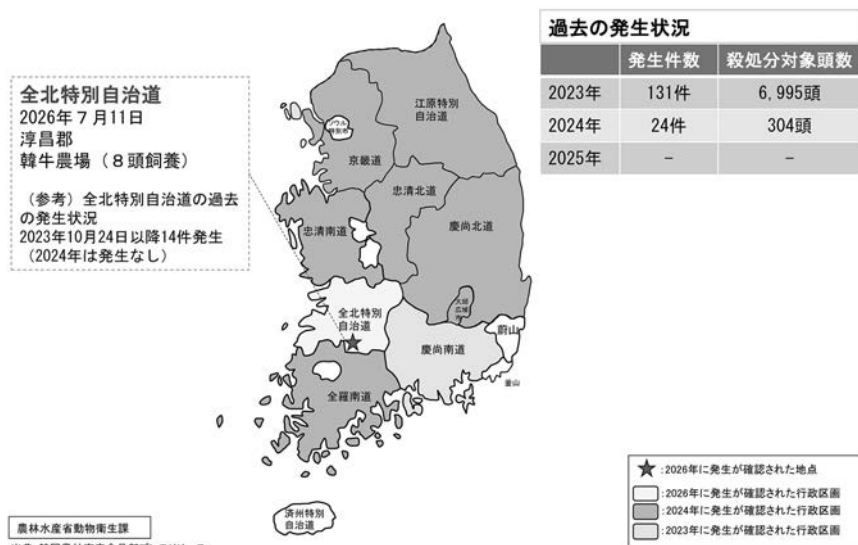
ます。

我が国における本病の防疫対策は、法及び「ランピースキン病防疫対策要領」（令和6年1月23日付け5消安第6169号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策要領」という。）に基づき、本病を発症した牛等（飼養されている牛及び水牛をいう。）の早期発見、隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって、本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病を清浄化することを目的として実施することとしています。

本病の我が国への侵入経路として近隣諸国からの媒介昆虫等を介した侵入が考えられますが、韓国での本病発生により我が国への侵入リスクが高まっている状況にあることを踏まえ、改めて家畜所有者等の畜産関係者に対し、本病の特徴的な臨床症状を周知し、防疫対策要領に基づく媒介昆虫対策、注射針等の交換又は消毒、飼養家畜の健康観察、異状を認めた場合の早期通報等について注意喚起及び御指導いただくとともに、発生に備えたまん延防止対策の体制整備に万全を期すようお願いします。

なお、農林水産省においては、空港・港湾関係者等と連携して水際対策の一層の徹底を図るとともに、畜産関係団体に注意喚起を要請していることを申し添えます。

韓国におけるランピースキン病の発生状況（2026年7月12日時点）



◇ ◇ ◇

8消安第1298号
令和8年7月1日

財務省関税局監視課長 殿
財務省関税局業務課長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

**第20回アジア競技大会のために来日する馬
術競技団体のために我が国に持ち込まれる
動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）**

平素より動物薬事行政に御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

専ら動物に使用することを目的とした医薬品、医薬部外品及び医療機器（以下「動物用医薬品等」という。）の輸入監視については、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知）により、貴職の協力を得て実施しているところです。

今般、愛知県で開催される第20回アジア競技大会の馬術競技に際し、各国又は地域の馬術競技団体の来日が予定されています。

これを踏まえ、別添の「国際スポーツイベントのために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）」（令和3年4月30日付け3消安第834号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課通知）について、今般のアジア競技大会を適用対象とすることとしますので、御理解の上、特段の御配慮をお願いいたします。



○農林水産省等の報告・統計から

令和8年5月29日公表

令和7年漁業・養殖業生産統計

令和7年の漁業・養殖業生産量は357万7,400tで、前年に比べて1.6%減少。海面漁業の漁獲量は270万500tで、同3.1%減少。海面養殖業の収獲量は83万1,900tで、同3.6%増加。

【調査結果の概要】

令和7年の漁業・養殖業の生産量は357万7,400tで、前年に比べて5万8,800t（1.6%）減

少した。

- 海面漁業の漁獲量は270万500tで、まいわし、さば類等が増加したものの、ほたてがい、かつお等が減少し、前年に比べて8万5,700t（3.1%）減少した。
- 海面養殖業の収獲量は83万1,900tで、のり類、わかめ類等が増加し、前年に比べて2万9,000t（3.6%）増加した。
- 内水面漁業・養殖業の生産量は4万5,011tで、うなぎの増加により内水面養殖業の収獲量は増加したものの、さけ・ます類やしじみ等の減少により内水面漁業の漁獲量が減少したことから、前年に比べて2,035t（4.3%）減少した。

◎累年データ

1 生産量の推移

単位：千t

年次	合計	海面						内水面		
		計	漁業				養殖業	計	漁業	養殖業
			小計	遠洋	沖合	沿岸				
平成 28 年	4,368	4,305	3,273	334	1,945	994	1,033	63	28	35
29	4,306	4,244	3,258	314	2,052	893	986	62	25	37
30	4,427	4,371	3,366	349	2,048	969	1,005	57	27	30
令和 元	4,204	4,151	3,235	329	1,977	930	915	53	22	31
2	4,236	4,185	3,215	298	2,046	871	970	51	22	29
3	4,158	4,106	3,179	279	1,963	937	927	52	19	33
4	3,917	3,863	2,951	262	1,804	886	912	54	23	32
5	3,830	3,778	2,926	254	1,801	871	852	52	22	30
6	3,636	3,589	2,786	289	1,735	762	803	47	18	29
7（概数）	3,577	3,532	2,701	271	1,686	745	832	45	15	30

資料：農林水産省統計部「漁業・養殖業生産統計」（以下2において同じ。）

注：海面漁業における「遠洋」、「沖合」及び「沿岸」の内訳は、下記URLの用語の解説を参照。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/#11a

2 海面漁業主要魚種別漁獲量の推移

単位：千t

年次	まいわし	さば類	ほたてがい	かつお	すけとうだら	まあじ	かたくちいわし	ぶり類	さんま	うるめいわし
平成 28 年	382	507	214	228	134	125	171	108	114	98
29	498	519	236	219	129	145	146	120	84	73
30	524	545	305	248	127	118	111	100	129	55
令和 元	561	452	339	229	154	97	130	109	46	61
2	698	390	346	188	160	98	144	106	30	43
3	640	442	356	232	175	90	119	95	20	73
4	642	320	340	191	160	99	123	93	18	64
5	693	270	331	192	123	92	113	87	26	89
6	666	256	317	242	124	92	103	81	39	69
7（概数）	708	284	263	194	124	82	77	70	65	58

【調査結果】

1 海面漁業・養殖業生産量（抜粋）

（2）海面養殖業（統計表1（6）、（7）参照）

令和7年の海面養殖業の収穫量は83万1,900tで、のり類、わかめ類等が増加し、前年に比べて2万9,000t（3.6％）増加した。

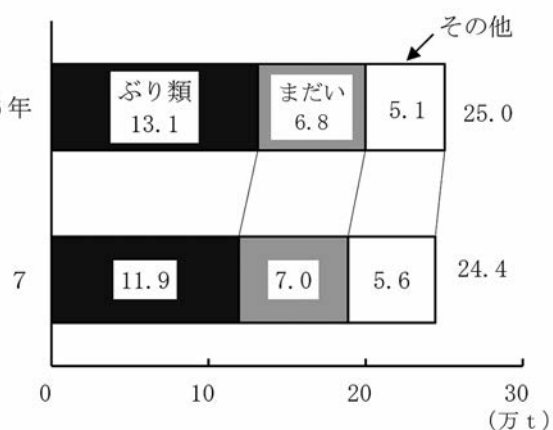
ア 魚類養殖

魚類養殖の収穫量は24万4,300tで、前年に比べて6,100t（2.4％）減少した。

（ア）ぶり類の収穫量は11万9,300tで、愛媛県、鹿児島県等で減少し、前年に比べて1万2,100t（9.2％）減少した。

（イ）まだいの収穫量は6万9,500tで、前年に比べて1,100t（1.6％）増加した。

図4 魚類養殖の魚種別収穫量



（2）内水面養殖業（統計表2（1）、（3）参照）

令和7年の内水面養殖業の収穫量は2万9,862tで、こい、ます類等の収穫量が減少したものの、うなぎの収穫量が増加し、前年に比べて731t（2.5％）増加した。

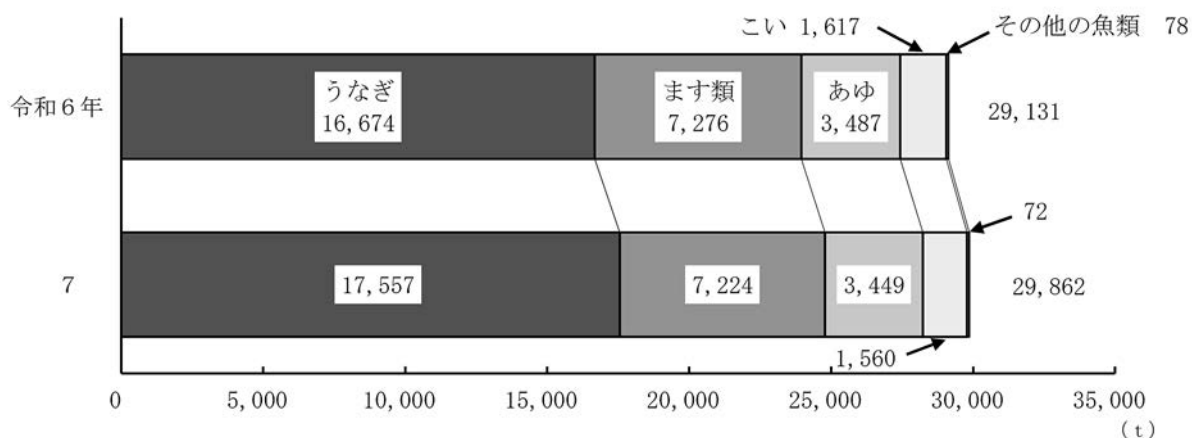
ア うなぎは1万7,557tで、宮崎県等で増加し、前年に比べて883t（5.3％）増加した。

イ ます類は7,224tで、前年に比べて52t（0.7％）減少した。

ウ あゆは3,449tで、前年に比べて38t（1.1％）減少した。

エ こいは1,560tで、前年に比べて57t（3.5％）減少した。

図8 内水面養殖業魚種別収穫量



○令和7年畜産物流通統計（令和8年7月10日公表）

豚の枝肉生産量は127万t（前年比0.9%減）で、と畜頭数に占める食肉卸売市場における取引成立頭数の頭数の割合は12.3%。牛の枝肉生産量は50万t（前年比1.2%減）で、と畜頭数に占める食肉卸売市場における取引成立頭数の頭数の割合は33.7%。鶏卵生産量は245万t（前年比1.1%減）で鹿児島県、茨城県、岡山県、広島県、群馬県、千葉県、青森県。食鳥の肉用若鶏の処理羽数は7億5,006万8千羽で、重量は228万t。

1 食肉流通の動向

(1) 豚

ア と畜頭数及び枝肉生産量

全国の豚のと畜頭数は1,606万5千頭、枝肉生産量は127万5,264 tで、前年に比べと畜頭数は1.2%減少し、枝肉生産量は0.9%減少した（表1）。

表1 豚のと畜頭数及び枝肉生産量の推移（全国）

区 分	と畜頭数	枝肉生産量
	千頭	t
令和6年	16,259	1,287,231
7	16,065	1,275,264
対前年比（%）	98.8	99.1

イ 取引成立頭数及び卸売価格

全国の豚のと畜頭数に占める食肉卸売市場取引成立頭数の割合は12.3%で、前年と同水準で推移した（表2）。

また、月別の卸売価格（極上・上規格）は、5月、8～10月及び12月で前年を下回ったものの、その他の月は前年を上回った（図1）。

表2 豚のと畜頭数に占める食肉卸売市場における取引成立頭数及び割合（全国）

年 次	と畜頭数	食肉卸売市場 取引成立頭数	割 合
	千頭	千頭	%
令和6年	16,259	2,001	12.3
7	16,065	1,980	12.3

(2) 牛

ア 成牛のと畜頭数及び枝肉生産量

全国の成牛のと畜頭数は108万9千頭、枝肉生産量は49万9,894 tで、前年に比べと畜頭数は1.8%減少し、枝肉生産量は1.2%減少した（表3）。

表3 成牛のと畜頭数及び枝肉生産量（全国）

区 分	と畜頭数	枝肉生産量
	千頭	t
令和6年	1,110	505,779
7	1,089	499,894
対前年比（%）	98.2	98.8

イ 成牛の取引成立頭数及び卸売価格

全国の成牛のと畜頭数に占める食肉卸売市場取引成立頭数の割合は33.7%で、前年に比べ0.4ポイント上昇した（表4）。

また、月別の卸売価格（和牛去勢A－5規格）は、1～2月、9月及び12月で前年を下回ったものの、その他の月は前年を上回った（図2）。

表4 成牛のと畜頭数に占める食肉卸売市場における取引成立頭数及び割合（全国）

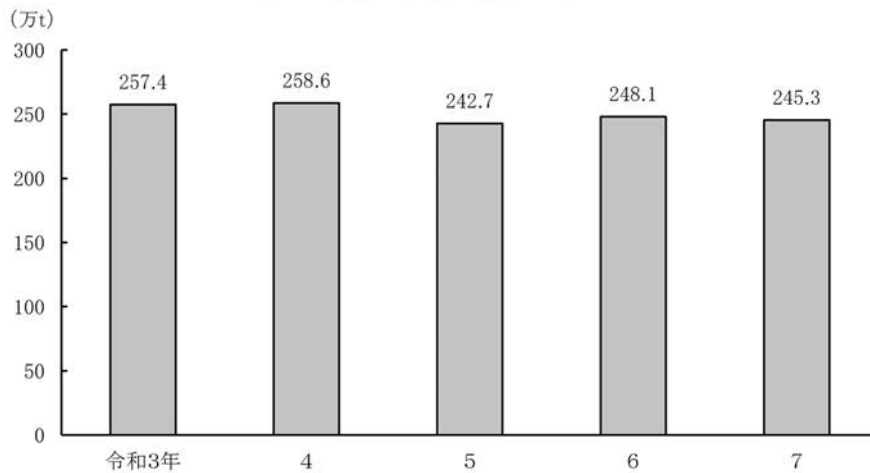
年 次	と畜頭数	食肉卸売市場	割 合
		取引成立頭数	
	千頭	千頭	%
令和6年	1,110	369	33.3
7	1,089	367	33.7

2 鶏卵流通の動向

鶏卵生産量は245万3千tで、前年に比べ1.1%減少した（図3、表5）。

都道府県別の構成割合をみると、鹿児島県が7.0%と最も高く、次いで茨城県が5.9%、岡山県が5.6%、広島県が5.4%の順となっている（表5）。

図3 鶏卵生産量の推移（全国）



注：1 生産量とは、食用、加工用、種卵等として生産された鶏卵の数量をいい、収卵可能な奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含まない（以下同じ。）。

2 令和3年以降は、採卵養鶏農家における自家消費量を含まない（以下同じ。）。

表5 鶏卵生産量（全国及び上位10都道府県）

区 分	実 数		対前年比	令和7年	
	令和6年	7		構 成 比	
	千t	千t	%	%	
全 国	2,481	2,453	98.9	100.0	
うち 鹿児島	185	172	93.0	7.0	
茨 城	142	144	101.3	5.9	
岡 山	135	137	102.0	5.6	
広 島	131	133	101.3	5.4	
群 馬	127	130	102.6	5.3	
千 葉	154	124	80.5	5.1	
青 森	105	114	108.0	4.6	
栃 木	105	105	100.0	4.3	
愛 知	125	105	83.7	4.3	
兵 庫	102	101	99.4	4.1	
そ の 他	1,169	1,188	101.6	48.4	

注：1 統計数値及び構成比は、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

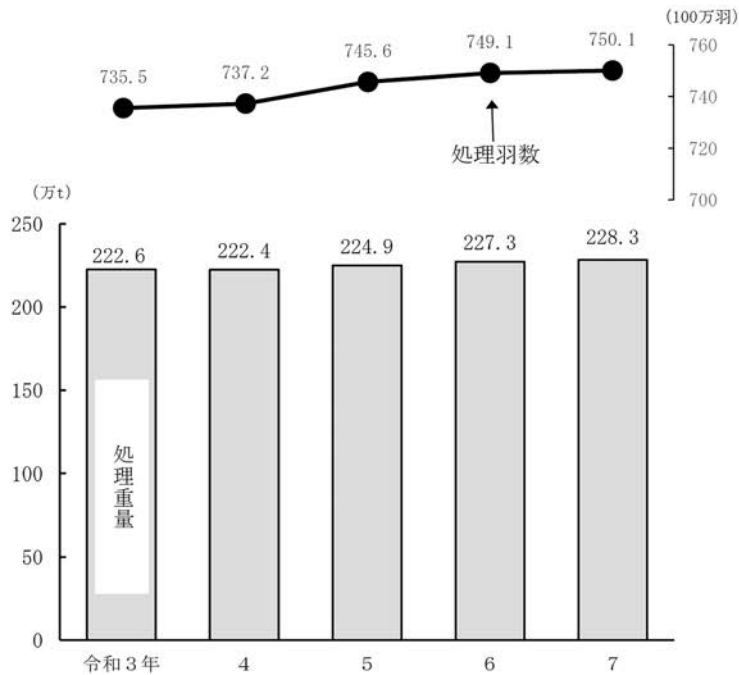
2 対前年比及び構成比は、原数より算出している。

3 食鳥流通の動向

食鳥の処理羽数は、肉用若鶏が7億5,006万8千羽で前年に比べ0.1%増加、その他の肉用鶏が118万7千羽で前年に比べ1.4%増加、廃鶏が7,666万8千羽で前年に比べ1.4%減少した（図4、表6）。

また、処理重量は、肉用若鶏が228万2,523 tで前年に比べ0.4%増加、その他の肉用鶏が3,464 tで前年に比べ1.4%増加、廃鶏が13万3,968 tで前年に比べ2.7%減少した（図4、表6）。

図4 肉用若鶏の処理羽数及び処理重量の推移（全国）



注：1 「処理羽数」及び「処理重量」は、食鳥処理場が食鳥を食用に供する目的で処理した生体の羽数及び重量をいう（以下同じ。）。

2 調査対象は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場であって、年間処理羽数が30万羽以下の施設で都道府県知事から食鳥処理の確認規程について認定を受けた認定小規模処理場を除く食鳥処理場である（以下同じ。）。

表6 食鳥処理量（全国）

区 分	単位	食鳥の種類		
		肉 用 若 鶏	そ の 他 の 肉 用 鶏	廃 鶏
処 理 羽 数				
令和6年	千羽	749,130	1,171	77,751
7	〃	750,068	1,187	76,668
対前年比	%	100.1	101.4	98.6
処 理 重 量				
令和6年	t	2,272,638	3,416	137,644
7	〃	2,282,523	3,464	133,968
対前年比	%	100.4	101.4	97.3

◇

☆事務局だより

5月21日(木)にベイサイドホテルアジュール
竹芝（東京）で、都道府県協会会長・会員合同
会議及び第57回総会を開催しました。

当日のタイムテーブルは以下のとおりです。

第 57 回通常総会当日（令和 8 年 5 月 21 日）のタイムテーブル

都道府県協会会長・会員合同会議

13:00～14:15

- 理事長挨拶
- 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課担当官「動物薬事に関する説明」
- 事務局 事業予定・連絡事項

第 57 回通常総会

14:30～16:00

- 開会の辞 ○理事長挨拶 ○来賓ご挨拶 ○議長選出
- 議 事
- 1 議決事項
 - 第 1 号議案 令和 7 年度決算の件
 - 第 2 号議案 令和 8 年度会費及び賛助会費の件
 - 第 3 号議案 定期役員選任の件
- 2 報告事項
 - 令和 7 年度事業報告について
 - 令和 7 年度公益目的支出計画実施報告について
 - <監査報告>
 - 令和 8 年度事業計画及び収支予算について
- 閉会の辞
- 暫時休憩（この間、第 2 回理事会開催（新 4 役（新 4 役・専門委員選任））
- 第 2 回理事会結果報告（新 4 役・専門委員）

講 演

16:10～17:00

「動物用医薬品の最新の流通動向」

クレコンリサーチ&コンサルティング株式会社

特品事業部長 吉野 修 様

○都道府県協会会長・会員合同会議

情勢報告及び協会活動は以下のとおり。

【情勢報告】

「動物薬事をめぐる最近の動き」

柳澤 洋喜氏（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐）（要約）

「家畜伝染病予防法を5月に改正し、ランピースキン病の家畜伝染病への格上げ、豚熱発生時の選択的殺処分への変更、ワクチン接種の人的確保等について、薬機法の改正では、医薬品の販売形態の新設（来年5月施行）で、一部の動物用医薬品を「確認証」の受渡店舗（農協等）への提示での受け取れることにつき、現場の意見等を踏まえ省令等定める」等を説明されました。

【協会活動】

1 動物用医薬品等販売員等認定研修事業

①新規認定研修会及び新規認定WEB研修

新規認定研修会は11月11日（水）・12日（木）

東京御茶ノ水ソラシティで開催、1週後、新規認定WEB研修を実施。

②認定更新研修（従前の既認定研修）

WEBによる研修を8・9月に実施。

（認定期間は3年間）。

令和7・8・9年度の3か年で、全国の販売員全員が受講できるよう計画。

2026(令和8)年度 認定更新研修(Web)実施スケジュール

7月 1日(水) 2026(令和8)年度認定更新Web研修 実施案内発信
同日 受講申込受付開始

7月31日(金) 受講申込み締切 受講料納付※期限 8月20日(木)
※協会が発行する請求書によりお支払いください。

8月3日(月)～20日(木) 受講者により、指定URLページにて
メールアドレス登録・パスワード等設定・受講可能確認

8月21日(金)～9月17日(木) 受講期間 4 週間 受講者が各自視聴

8月27日(火)～9月17日(木) 視聴判定 → 判定結果は協会へ自動通知

9月下旬 協会「認定販売員名簿」整備 2026年度認定更新者登録

10月上旬 協会「認定販売員証」発行・発送（表彰状形式・会社ごとに送付）

10月中旬 協会 認定番号を協会ホームページにて公開



令和8年度畜産用医薬品等情報収集提供・コード統一促進事業

2 専門委員会

①ブロック専門委員会(メーカーとの意見交換会)

6～8月に各ブロックで開催し、結果を他の専門委員に報告し共有。

開催日程(7月15日現在)

ブロック名	畜産薬 (LS)	小動物 (CA)	水産薬
北海道	昨年同様、集合ではなくアンケート方式。7/17卸・メーカー提出期日・8/7アンケート回答予定。		
東北	8月下旬に開催で調整中	同左	
関東甲信越	8/27	8/27	
中部	7/14	7/14	
近畿中国四国	6/25	7/16	8/21
九州沖縄	7/24	7/24	

②部門別専門委員によるとりまとめ

ブロックの分野別情報をまとめ、分野別に「〇〇薬専門委員会資料(各ブロックの報告書を要約)を作成し中央専門委員会に提出。(新たな試み)

③中央専門委員会(9月17日)(メーカーとの意見交換会を兼ねて開催)

部門別の専門委員会資料等をもとにメーカー、(国)と意見交換。

3 農林水産省との意見交換会(新たな試み)

農林水産省との意見交換会を開催予定。(全国からの質問、意見、要望等を取りまとめ。)

4 畜産用医薬品等情報収集提供・コード統一促進事業(JRA畜産振興事業)

①委員会開催：推進委員会、研修強化委員会、流通コード整備委員会・部会

②安定供給情報提供・研修強化

流通等国内外調査。メーカーとの情報交換会、シンポジウム、WEB研修教材作成等

③動物用医薬品へのコードの整備

コードの普及啓発のため、業界共通の「商品マスター(ひな型)」、モデルシステム構築等

◇ ◇ ◇

○第57回総会

都道府県協会会長・会員合同会議に続いて、第57回総会を開催しました。

冒頭、相原夏実理事長あいさつ「昨今の国際情勢、飼料高や、流通会改革など変化する情勢へ対応を図っているところ、協会として業界全体を少しでも良くして、業界の継続的な発展に向けて取り組んでいきたい。」

続いて、来賓の農林水産省の大石明子室長(消費・安全局畜水産安全管理課資料安全薬事室)、(公社)日本動物用薬品協会の池田一樹理事長、(公社)日本獣医師会伏見啓二専務理事から祝辞がありました。

議事では、令和7年度決算、令和8年度会費及び賛助会費、定期役員選任等の議決、あわせて令和7年度の事業報告、令和8年度の事業計画、予算等の報告でした。

◇ ◇ ◇

○JRA畜産振興事業「令和8年度畜産用医薬品等情報収集提供・コード統一促進事業」

・第1回事業推進委員会

令和8年7月10日(金)にトラストシティカンファレンス(東京)で開催しました。

主な内容は、以下のとおり、実施計画及び進捗状況表(具体案)等について。

1. 推進委員会開催等事業

推進委員会3回、研修強化委員会2回、コード整備委員会・部会2回を開催予定。

2. 畜産用医薬品等情報収集提供事業

(1) 動物薬の国内調査・海外調査事業

①国内調査

安定供給に係る事案

(メーカーからの通知の収集・分析等)

調査対象品目：

動物薬以外の飼料添加物、シリンジ等器具

器材・消毒薬・防護服等

注：令和5・7年度は動物用医薬品を対象。

②海外調査

調査内容：動物薬の流れ、卸小売（ディーラー）・販売形態（ディーラー）、コード利用の実態、規制等

(2) 製薬メーカーとの情報交換会事業

6ブロック〈一部WEB〉及び中央で開催

(3) 畜産用医薬品等実務者向けシンポジウム

開催事業

開催地、開催テーマ等（具体化）

(4) 実務者向けWEB研修の実施事業

WEB研修用に作成

認定更新研修：必須4科目 薬機法、家畜衛生、独占禁止法解説、海外の状況

選択科目（新規）養豚「現場の獣医療」

新規認定研修：必須7科目他11科目

(5) 情報提供 HPの活用等

3 畜産用医薬品等コード統一化推進事業

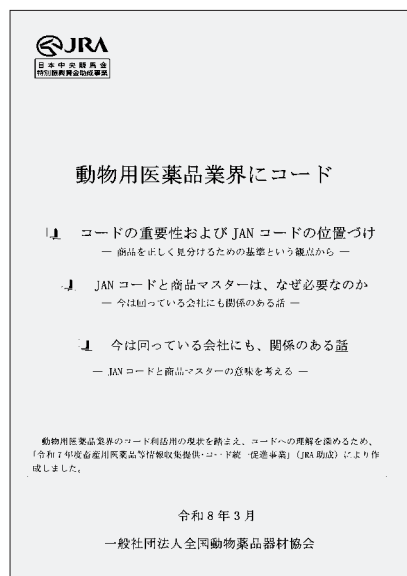
統一コードのシステム管理等運用体制の構築・施行〈8年度〉



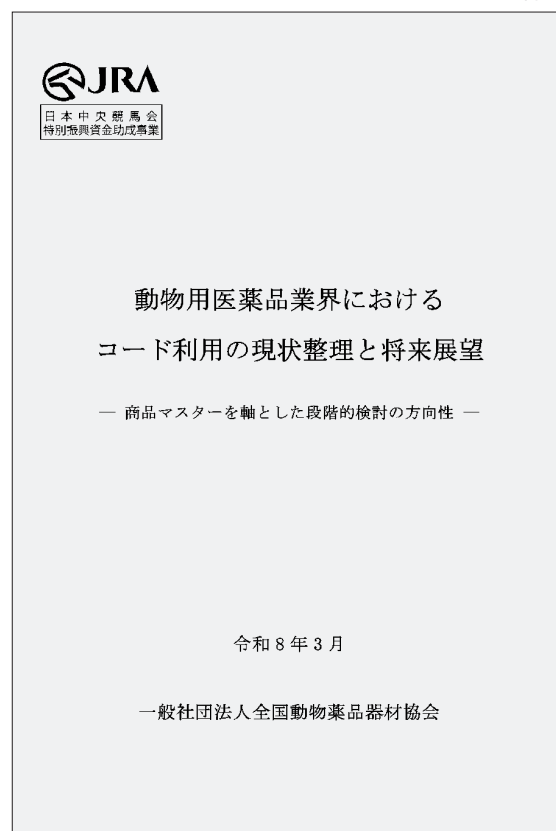
☆動物用医薬品関係の冊子作成

協会ではコード啓蒙普及用冊子を2種類「動物用医薬品業界にコード」(A5版)、「動物用医薬品業界にけるコード利用の現状整理と将来展望—商品マスターを軸とした段階的検討の方向性—」(A4判)とともに、動物用医薬品流通実態調査報告書2種類（国内編・米国編）を作成しました。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

A4判



A5判



○協会「認定更新研修」7月1日に受付開始
販売員（新規を除く）等を対象にした従前の

既認定研修を見直して、7年度から始まった認定更新研修の受講受付は7月1日から。

2026(令和8)年度認定更新研修 科目一覧

Web受講期間: 2025年8月21日(金)～9月17日(木)

No.	科 目	講 師 (所属) 敬称略
1必	動物薬をめぐる動き 改正薬機法の解説他	柳澤 洋喜 (農林水産省 消費・安全局 畜水産安全課 薬事指導班 課長補佐)
2必	家畜衛生・対応をめぐる情勢	松井 裕祐 (農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 課長補佐)
3必	独占禁止法の解説	齋藤麻衣 (公正取引員会 事務総局経済取引 局 取引部 相談指導室 室長補佐)
4必	世界の中の日本～動物薬の潮流～	氏政 雄揮 (アームズ(株)代表取締役)
5	小動物獣医療業務の現場の一年	佐伯 潤 (大阪府獣医師会会長・帝京科学大 学教授)
6	獣医療の現状と今後(養豚)	岡田 久雄 (キーストン・コンサルティング)
7	畜産獣医療の現場(肉牛)	大橋 邦啓 (大橋獣医科医院 院長)
8	養鶏のバイオセキュリティ強化と 新しい消毒法	竹原 一明 ((公財)畜産技術協会参与・ 東京農工大学名誉教授・鶏病研究会副理事長)
9	獣医療の現状と今後(酪農)	芦沢 博道 (有)ROMデリーアシスト代表取締役)
10	獣医療の現状と今後(水産)	高橋 隆行 ((株)SINRA代表取締役・ 愛媛大学農学部大学院農学研究科客員教授)

科目No.1～4を視聴することにより認定する。

○今後のスケジュール（令和8年7月21日現在）は以下のとおり

7月	1～31		認定更新研修(WEB) 受付開始	
8月	21～9/17		認定更新研修(WEB) (第2回)	WEBによる
9月	17	木	理事会③・ブロック長会合同会議 専門委員会・メーカー意見交換会 / 全体会議	ホテルアジュール竹芝
10月				
11月	11・12 30～ 月末	水・木	新規認定研修会 新規認定WEB研修(～12月) 薬手帳発行	御茶ノ水ソラシティ 動

◎協会ホームページから

①協会報に連載の「世界から見た日本」をすべて掲載しています。

②令和7年度新規認定研修の研修科目の資料と動画を掲載しています。

「研修」の欄の「今視聴できる研修科目」で視聴できます。

③最新の会員名簿を、「協会について」の欄の「会員一覧」に掲載しています。

新年度に入り、4月・5月に、協会の正会員である都道府県協会の会長及び事務局の変更が多数ありました。

④最新の都道府県協会の会長等会員名簿はホームページ「協会について⇒会員一覧、都道府県別」を参照)



【お願い】

都道府県協会の会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等の際には、事務局にご連絡ください。

各種変更届の書式については、「協会について」⇨「会員」から出力してご利用下さい。

【お願い】

この協会報では、令和5年度から氏政雄揮氏（アームズ(株)代表）に執筆いただき、別添で連載しております。

現在は第2シリーズ「変革期の獣医療業界を支える卸売業」です。

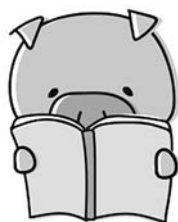
読者の皆様から、是非、執筆内容へのご意見、ご感想、ご要望等をお寄せ下さい。⇨[協会ホームページにも掲載]

本会刊行図書案内

・動薬手帳2026年版(動薬ハンドブック)

B6変形判 470頁 1300円(税込1430円)

関係法規、一般製剤、生物学的製剤ほか



本会報の送付停止を希望される場合は、ご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

委員長 相原 夏実(理事長)

副委員長 塩田 忠(専務理事)

委員 一柳 吉孝(副理事長)

〃 市野沢 信成(副理事長)

〃 辻 眞樹(副理事長)

〃 松田 怜士(常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No.380

発行所 一般社団法人 全国動物薬品器材協会
〒113-0034

東京都文京区湯島3-20-9
緬羊会館3F

TEL 03-5812-4177

FAX 03-3834-5440

E-mail: zdk1s@jadida.or.jp

jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田 忠



一般財団法人 生物科学安全研究所

動物用医薬品・医療機器・再生医療等製品等の各種試験・検査受託

ISO17025 認定機関

- ▶ 家畜の各種血液検査・病理検査、微生物検査(菌株同定・薬剤感受性検査等)・寄生虫及び原虫検査
- ▶ 牛・豚感染症の検査(BL、BVD-MD、PRRS、PED等)
- ▶ 犬猫の狂犬病抗体検査
- ▶ 動物用医薬品等の承認申請支援及びコンサルティング
- ▶ 家畜・家禽による残留試験吸排分布試験、安全性試験及び各種毒性試験
- ▶ ワクチンの品質検査、有効性試験安全・効果試験
- ▶ 臨床試験、市販後調査、薬剤耐性菌調査
- ▶ 寄生虫、原虫に対する薬剤効果試験

試験に関するご質問等は、ホームページのお問合せフォームからお気軽にご相談ください

〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-11

電話 042-762-2775(代) / FAX 042-762-7979

URL <http://www.riasbt.or.jp/>

RIAS

検索



The proof is
in your profit

Elanco

Baycox



その課題？

コクシジウム

子豚のコクシジウム病はシストイソスポラ・スイス (*Cystoisospora suis*) の感染によって引き起こされ、生後2～3週によく見られます。

主な症状は、黄灰色～灰白色の特異的なペースト状の下痢で、5～6日間継続して排泄されます。

臨床症状を示さない「不顕性感染」も多く、*C. suis*に感染した子豚は、腸管粘膜の損傷を受け、病原微生物の二次感染により病態が悪化することがあります。

したがって、コクシジウムに感染すると、臨床症状を示さずとも腸管へのダメージはかなり大きく、発育不良となります。

**コクシジウム病の被害から子豚を守るには、
生後間もない発症防止対策が重要です。**

豚用抗コクシジウム剤

動物用医薬品 | 要指示医薬品 | 指定医薬品 | 使用基準

豚用バイコックス™



最新の添付文書につきましては、
こちらの動物用医薬品データベースをご確認ください。

Elanco

エランコジャパン株式会社

Elanco及び  : エランコはその関連会社の商標です。

PM-JP-25-0217-PC



こわい狂犬病から
ぼくを守ってね

毎年1回の狂犬病予防注射を忘れずに!



研究開発元 一般財団法人 松岡科学研究所

製造販売元 松研薬品工業株式会社

〒184-0003 東京都小金井市緑町5丁目19番21号

TEL: (042) 381-0075 FAX: (042) 381-0344

URL: <http://www.matsuken-yakuhin.com>

E-mail: daihyo@matsuken-yakuhin.com

■ 松研狂犬病 TC ワクチン

劇 要指示 指定

松研の動物用生物学的製剤

豚用ワクチン

■ 豚熱生ウイルス乾燥予防液
(豚コレラ生ウイルス乾燥予防液)

■ 松研豚丹毒生ワクチン

■ ポーシリス APP-N

■ ポーシリス ERY

■ ポーシリス STREPSUIS

■ ポーシリス Begonia DF・10

■ ポーシリス Begonia DF・50

水産用ワクチン

■ Mバック レンサ ^注

■ Mバックイニエ

■ 松研Mバック IPレンサ

家畜用抗毒素

■ 破傷風血清

Gazing at the future

ZENO AQ

動物の価値を高めること。
それが、私たちの使命です。



動物用医薬品 要指示 指定 使用基準

ジクラズリル製剤

ベコクサン[®]

2.5mg/ml 経口投与剤

牛コクシジウム症、発症防止も治療も
「ベコクサン」を



製造販売元（輸入）

MSDアニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北 1-13-12 〒102-8667
TEL (03) 6272-1099 (代表)

 **MSD**
Animal Health

JP-VCN-230400002